

東京夢の島マリーナ艇置場利用申込について

2021年4月更新

お申込みにあたり、以下の内容をご一読ください。

東京夢の島マリーナは、全艇係留保管のマリーナです。ご見学はいつでも可能です。
ご検討にあたってのご不明点などお気軽にお問合せください。

東京夢の島マリーナ利用申込資格

次の要件をすべて満たす方に限ります。

- (1) 艇を所有し、または購入する予定であること。(申込者と船舶所有者が同一であること。)
- (2) 小型船舶登録事項通知書、船舶検査手帳、船舶検査証書及び小型船舶操縦免許を取得し、それが有効であること。
(艇の購入予定者については、購入後に小型船舶登録事項通知書、船舶検査手帳、船舶検査証書のコピーを提出していただき、申込資格を確認した後に艇を搬入していただきます。)
- (3) 申込艇に関する適正な損害賠償保険に加入済み、もしくは加入すること。
- (4) 施設利用料金を納入できること。
- (5) 管理者が指定する期限内に、必ず艇を搬入できること。
- (6) 営利・営業目的としないこと。
- (7) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為、その他違法行為をするおそれがある者及び組織、もしくはその関係者でないこと。
- (8) 次のような船は、係留保管利用の対象とはなりません
ア 漁労用船舶 イ 和船 ウ その他特殊な船舶

1. お申込み

艇置場利用申込書に必要な事項を記入のうえ、下記の書類と一緒に提出下さい。

【受付方法】

- ・ マリーナフロント 午前9時から午後6時まで
- ・ 郵送 〒136-0081 東京都江東区夢の島3-2-1 東京夢の島マリーナ 宛て
- ・ FAX 03(5569)2711

※個人でお申込の方は○、法人でお申込の方は◆の書類をご用意ください。

書類等	個人	法人
・艇置場利用申込書(写真2枚 ※4cm×3cm) ※写真を1枚貼付け、面接時に1枚必要となります	○	◆
・身分証明書(本籍地の市町村長発行のもの)	○	
・会社登記簿謄本(写し)または、履歴事項全部証明書(原本) (※申込日より3ヶ月以内に法務局発行のもの)		◆
下記のいずれかの書類(3年分) ・決算書類(貸借対照表、損益計算書など) ・確定申告書 ・納税証明書	○	◆

2. 審査

お申し込み後、当社規定による審査がございます。

審査結果によってはご契約をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承ください。

3. 面談

審査結果により夢の島マリーナにて支配人・ハーバーマスターによる面談をさせていただきます。

東京夢の島マリーナ契約のご説明及び施設利用のご説明をさせていただきます。

4. ご契約

以下のご契約に必要な書類をご用意ください。

※個人でお申込の方は○、法人でお申込の方は◆の書類をご用意ください。

書類等	個人	法人
・小型船舶操縦免許証(写し)	○	◆
・船舶検査証書(写し) ・船舶検査手帳(写し) ・小型船舶登録事項通知書(写し)	○	◆
・ヨット、モーターボート損害賠償保険証券(写し)	○	◆
・住民票	○	
・印鑑登録証明書	○	◆
・在職証明書(事業者は履歴事項全部証明書※3ヶ月以内に 法務局発行のもの)	○	

5. 搬入および実測

艇、搬入希望日をお知らせください。

搬入後、お客様の立合いのもと、艇の実測によりご契約利用区分が決定します。双方が了解し、契約の意思を確認したうえで、第1回目艇置場利用料お支払いのご請求が発生します。

「実測」について

艇の長さ及び艇幅は、それぞれ実測による艇体の全長及び最大幅をいいます。艇体の全長とは艇本体と一体的に形成された艇の船首から船尾の間の長さです。したがって艇本体から簡易に取り外しが可能な付属品は計測から除外します。付属品とは、パルピット、バウスプリット、トランサムステップ、船外機、船内外機などです。

また、船舶検査証書に記載されている船舶の長さ(登録長)ではありません。

20mを超えている艇及び5.2m(17ft)以下の艇は利用できません。

※ご提出いただいた個人情報はマリーナ運営業務にのみ利用し、その他の目的には一切使用することはありません。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしかねますので予めご了承ください。